

【重要なお知らせ】新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスによる肺炎患者が発生していることを踏まえ、ご自身で感染症が疑われる方、ならびに下記の（１）～（３）に該当する方で受診をお考えの場合は、必ず事前に東京都の設置した「**新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者電話相談センター**」に電話でご相談ください。

- （１）発熱または呼吸器症状があり、新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴がある方。
- （２）37.5℃以上の発熱があり、発症14日以内に湖北省に渡航または居住していた方。
- （３）37.5℃以上の発熱があり、発症14日以内に湖北省に渡航または居住していた方と濃厚接触歴がある方。

「帰国者・接触者電話相談センター」受付時間・電話番号等

受付時間	連絡先の機関	電話番号
平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね9時～17時)	各保健所の相談センター	最寄りの保健所の相談センターにご連絡ください。
平日：夜間 土日祝日	都・特別区・八王子・市・町 田市合同電話相談センター	03-5320-4592

○その他の新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

- ・受付時間：9時～21時（土日祝日も実施）
- ・電話番号：0120-565-653

東京都 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

- ・受付時間：9時～21時（土日祝日も実施）
- ・電話番号：03-5320-4509

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス関連・外国語版）

(Ministry of Health, Labour and welfare) ※google translation use

- ・[English](#)
- ・[中文（簡体字）](#)